## 大規模・広域災害時の災害救助事務の連携強化に関する協議の場 (宮城県・兵庫県 第1回) 議事次第

日 時 平成30年2月14日 (水) 13:59~16:19 場 所 中央合同庁舎第8号館3階 災害対策本部会議室

〇内閣府(川上参事官) ただいまから「第1回大規模・広域災害時の災害救助事務の連携強化に関する協議の場(宮城県・兵庫県)」を開催させていただきます。

私は、司会をさせていただきます内閣府被災者行政担当参事官の川上と申します。よろ しくお願いします。

初めに、統括官の海堀より御挨拶を申し上げます。

○内閣府(海堀政策統括官) 皆さん、こんにちは。本日は、お忙しい中、大規模・広域 災害時の連携強化に関する協議の場にお集まりいただきまして、まことにありがとうござ います。内閣府で防災担当の政策統括官をしている海堀でございます。どうかよろしくお 願い申し上げます。

今日、テーマとさせていただいています災害救助事務につきましては、災害救助法により行われておりまして、救助主体であります都道府県知事により実施するということで、 その一部を市町村長に行わせることができるということで、過去の災害においても、被災市町村がこの規定によって救助事務を並行して実施してきたところでございます。

そのような背景の中で、昨年12月に災害救助事務に関する実務検討会の最終報告で取りまとめられた内容でございますが、我々内閣府としては、第1点目として、特に大規模・広域災害に備えて、迅速かつ円滑にこの事務を実施するために、現行の事務委任、都道府県知事から各政令市や市町村に委任する方式に加えまして、指定都市の中で都道府県と連携体制がとれる指定都市については新しい救助主体とすること。これが1点でございます。

2点目として、こういうことをした場合に、都道府県から様々な問題があるのではないかという懸念が示されております。各県内の対応がばらばらになってしまうのではないかということを初めとして懸念が示されておりました。こういったことを担保するために、都道府県の広域調整、全体を広域的に調整する機能が適切に実施されるように、これを災害救助法で明記するとともに、救助法を実施する指定市を指定する際には、その指定基準の中で、どういったことをクリアすれば、こういった懸念が解消されるか、こういったことを適切に措置として講じることが必要だろうということを報告書の中にまとめさせていただいたということでございます。

こうした動きを踏まえまして、本日、開催させていただきますこの協議会におきましては、大規模・広域災害時に被災者の視点から救助事務が迅速かつ円滑に行われるようにするために、都道府県全体のエリアにおいて、特に今回は、御参加いただいている宮城県、

兵庫県、それぞれのエリアにおいて、広域調整による物資の円滑な調達・配分の仕組み、 あるいは今日お集まりの関係業界の方々との連携をどのようにしていったら、こういった ことが円滑に進められるか。そういったことについて、関係者の皆様と問題意識を共有さ せていただくとともに、救助事務の円滑かつ迅速な実施のために、何を事前に定めておけ ば、こういったことが円滑に進むのかということにつきまして、御議論をいただければと 考えておるところでございます。

本日は、現場を実際に担当された方々にお集まりいただいております。忌憚のない御意見をいただきますよう冒頭にお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

○内閣府(川上参事官) それでは、出席者の皆さんの御紹介に移りたいと思います。

本日は、宮城県、仙台市、兵庫県、神戸市、プレハブ建築協会、宮城県宅地建物取引業協会、兵庫県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会、全国賃貸住宅経営者協会連合会、全国建設労働組合総連合、兵庫県建設労働組合連合会の関係者に御出席いただいております。この協議の場では、都道府県の広域調整権の在り方、また、物資の円滑な調達・配分の仕組み、物質供給関係業界との連携強化といった事項について、検討を深めていただければと思っております。

本日は、こうした事項に関しまして、出席者の皆様に資料を用意していただきましたので、出席者の皆様から、資料等について御説明、発言をお願いしたいと思います。

まず、内閣府から御説明を申し上げます。

○内閣府(安藤企画官) 内閣府企画官の安藤でございます。 2 分と限られていますが、 宮城県、兵庫県、仙台市、神戸市の皆さんにつきましては、実務検討会に御参加いただい ておりますので、その前提でお話をさせていただければと思っております。

内閣府の資料の1ページ目に「災害救助法に基づく救助事務について」というところがございます。この図で御説明申し上げると、まず、災害救助法が適用になった瞬間に被災都道府県が事務を行うというかたちになるわけですが、実際の事務は、事務委任という制度により、具体的には黒い矢印の小さいですが、都道府県が直接実施するということでも差し支えはないのですが、現実問題、市町村に事務委任をして、①から⑩に記載がある避難所だとか応急仮設住宅の供与、食品だとか医療、助産だとか、被災者の救助の事務を市町村に委任することができます。

また、例えば仮設住宅の金額は、今、一般基準というかたちで事前に決められているものが550万ぐらいなのですが、昨年の九州北部の例を引き合いに出しますと、大体700万から800万かかりました。こういう場合は、特別基準の協議ということで、左側の茶色いところに被災都道府県から国へ矢印が出ていますが、被災都道府県を通じて特別基準の協議を行うという段取りになっております。

先ほども海堀から言及がありましたが、内閣府の検討会では、都道府県と連携ができる 指定都市については、事前に内閣総理大臣が指定をした上で、こういった特別基準の協議 だとかが直接できるような仕組みを考えている。それに対して、現在、費用負担は、市町 村に関しては、災害救助法が適用された場合は生じないのですが、救助主体となる指定都市にはその部分が費用負担ありというかたちになってくる。そのバーターというわけではないのですが、被災都道府県から広域調整権というかたちで大きな調整権に指定都市に服するということを提案させていただいています。

資料の2ページから26ページは、平成28年12月に出させていただいた事務委任の通知の類いです。説明は省略させていただきまして、27ページですが、災害救助法の事務委任の事前取り決めの状況で、昨年の12月に調査させていただいたものです。これを見ますと、残念ながら宮城県と仙台市の間ではまだ事前取り決めがされていない。一方、兵庫県と神戸市の間では、応急仮設住宅を除いて事前の取り決めがされているという状況です。

28ページ目以降に実務検討会の最終報告をつけております。この報告書について1点だけ御紹介させていただきたいのは、29ページの「1. 法改正の必要性に関する事項」というところです。なぜ今回、内閣府は法改正が必要だというかたちで提案させていただいたかと申しますと「1. 法改正の必要性に関する事項」の2パラ目で「しかし、現行の委任制度の枠組みは、指定都市が自ら財源負担をしつつ、自ら事務を行うことができず、また、特別基準について、直接、国と調整することができない仕組みである」と。そうしたことがあるので、3パラ目でございますけれども「内閣府としては、現行の委任制度の枠組みに加えて、大規模・広域的災害に備えて迅速かつ円滑な事務実施のため、地域の実情に応じた災害対応の一つの選択肢として、包括道府県と連携体制が取れる指定都市について新たな救助主体とするために、所要の法改正を行うことが適切であると考えている」と提案させていただいているところでございます。

以下、2分と限られておりますので、後ほど質疑の中で御質問等があればその場でお答 えさせていただくというかたちにさせていただければと思います。

私からの説明は、以上でございます。

○宮城県(千葉次長) それでは、宮城県から、まずは資料2-1をごらんいただきたいと思います。おかげさまで、東日本大震災の関連で、プレハブを含めまして、仮設住宅4万7,000戸、5万戸弱、入居者として10万人以上いたのですが、最新のデータ、1月31日段階で入居者が7,800人ほど、入居戸数で言うと3,700戸ほどにやっと減ってきたというところになっておりまして、ここに至るまで、内閣府の皆様、あるいは今日御列席の関係団体の皆様、兵庫県の皆様、神戸市の皆様、本当に色々お世話になりましてありがとうございます。まだ復興が続いております。

1 枚おめくりいただきまして、まず、宮城県での規定なのですが、基本的に局地災害の場合は全て市町村に災害救助事務は委任するということで、広域災害の場合に応急仮設住宅を県のほうで行って、ほかは市町村という規定になっております。

後ろのほうに地域防災計画をつけておるのですが、この中で、243ページ以降に応急仮設住宅のことが書いてありまして、254ページ以降に食料を中心とした調達の話が書いてあります。基本的に事務を委任いたしましても、どうしても大規模災害の場合ですと、地域内

でこういった食料とかを賄えないものですから、外部から調達ということになりますと、 実際の救助の事務は委任しても、都道府県のほうでも調達の事務を行う。この辺は東日本 大震災を踏まえてこのようなかたちになっております。

259ページの次に防災協定締結状況があるのですが、こういった物資供給を担保するために、3/5ページ以降が物資供給の協定ということで、コンビニをはじめ、様々な団体とこれだけ供給を結んで、救助に係る資源と申しますか、食料、様々な物資の調達を行っているというものになっております。

次に、2-3を御覧いただきたいと思いますが、実際に我々のほうで、東日本大震災を経験しているということで何が課題であったか、242ページ以降に実際の動きを記載しておりまして、一番の課題であったのは、243ページの上にありますように、整備用地の選定が大きな問題になっておりました。

私どもの基本的なスタンスといたしましては、これまでの会議でも申し上げているとおり、基本的には今の事務委任でいいのではないかというのが、都道府県の知事会等を中心にした考えになっておりまして、ただ、本日、こういった法改正も考えているということで、そういった中で、実際にそれが具体化した場合に、東日本大震災とか、今後、南海トラフとかの大規模災害が起きたときに、ちゃんと救助事務が最も合理的かつ短期間で行えなければいけない。それを担保するためにはどういったことが必要なのかを、我々は経験者として議論する必要があるのではないかということで参加させていただいております。

ちょっと御覧いただきたいと思ったのですが、後ろのほうに災害対策本部の議事録とかをつけておるのですが、248ページという資料の次です。宮城県では、東日本大震災のとき、約1年の間に全部で95回の災害対策本部会議を開催いたしました。御覧いただきたいと思いますが、その裏で、実際に災害対策本部ということで、例えば物資調達グループとか何とかグループと書いてあるものは県の機関でして、それ以外に援助に来ていただいた都道府県の皆様のスペースがあったりとか、気象台が入ったりとか、あるいは運輸会社が入ったりとか、救助だけに限らないのですが、災害対策の全て、必要なところが一堂に会して調整を行って進んでいったということになっておりまして、次の12ページ以降は3回分、仮設住宅について記載してあった議事録をつけています。

実際問題としては、県の災害対策本部と国の現地対策本部が一体となりまして、県の機関ばかりではなくて、宮城県は幸いなことに、道路を挟んで向かい側に国の合同庁舎がありますので、そこに入っている機関の代表の方々もみんな一緒になって、そこであらゆる課題を一元的にやったといったようなものが実態でありまして、今は救助事務だけの議論になっておるのですが、果たして現実的に目の前の課題を解決するための調整の場という、調整がちゃんと行われるためにどういった仕組みを、もし法改正をするのであれば、ビルトインする必要があるのかというところでしっかりしていかないと、文字だけを追って広域調整ができる、できないの議論をしていくと、将来に向けて禍根を残すのではないか。そのようなことを懸念しているところでございます。

以上です。

○仙台市(北野課長) 仙台市健康福祉局保険年金課の北野と申します。よろしくお願いいたします。早速でございますが、震災経験を踏まえた仙台市の課題認識などを交えながら、お配りの資料についてお話をさせていただきたいと思います。

東日本大震災では、仙台市も多くの被災者が発生いたしまして、市内の死亡者が904人、 震災関連死が246人にも上りまして、避難者も最大で10万6,000人が発生しております。そ のため、ピーク時で288カ所の避難所を開設して、市職員を派遣して直接現場で被災者の対 応を行ったものでございます。

この大震災で、仙台市が大きな支障として実感したこととして、これは仮設住宅も含めてとなりますが、これだけ多くの被災者に直接対応するのに、災害救助法の主体権限がないということ、それゆえに救助の内容を自ら決定、実行できないということでございました。災害救助は発災後に被災者の実情を踏まえて、その内容や水準を考えなければならない部分がございます。将来に向けましても、人口規模、専門職の職員数が県並みにございまして、かつ、多くの被災者に最前線で対応する政令市が柔軟な救助を機敏に行っていかなければ災害関連死の拡大のおそれもあると危機感を持ってございます。今回は、そうした認識から、権限が政令市にあった場合を想定した提案とさせていただいております。

資料を御覧いただきたいと思います。個別の資料でございますが、議題にあります資源の調達・配分と関係団体との連携強化に対応したものとして、これまで議論に上がってきた仮設住宅に絞ってお話をさせていただきたいと思います。まず、資料3-1の借り上げ民間賃貸住宅のスキームでございますが、こちらは東日本大震災で採用した提供手順でございます。震災時は、過去に経験がなかったということもございまして、当初はリストアップされた物件と入居希望のマッチングを図る方法でございましたり、宮城県に借り上げてもらい提供するという方法を試みましたが、ほとんど機能せず、最終的に賃貸住宅団体と仙台市とで試行錯誤の上、この方法でないと回らないということで実行したスキームで、被災者が物件を見つけてきて契約するというものでございます。

今後の災害における仮設の提供にあたりましては、民賃が基本になると思われますが、 民賃の利用は、このスキームに準じたかたちになると思われますので、例えば政令市が物 件を先取りといった問題は生じないと考えてございます。

次に、資料3-2は建設型仮設の円滑提供に向けてでございます。これは権限移譲があった場合のイメージの試案でございまして、宮城県の御了解をいただいているものではなく、仙台市がたたき台として御提案するものとなりますので、御了承いただきたいと思います。政令市に権限が移ると資源配分、特に仮設住宅で支障が出るのではという御指摘もあるところですが、この点は、例えば発災前には想定される災害規模などに応じて県内での配分を調整し、両者の計画に明記する。また、事前に協定を締結し、訓練を含め事前対策の充実を図る。さらに、発災後は両者で常に情報を共有し、必要な協議を行うことをスキーム化しつつ、事業者団体も交えてすり合わせを行い、計画に基づき発注、連携を行う

ことで、一定のバランスを確保しながら、災害対応の迅速化が図られるものと考えてございます。

なお、震災時には、途中から仙台市職員が市外の仮設の建設事務を手伝ったりしております。被災地域全体で災害対応が迅速化されるよう、政令市のマンパワー、機動力を早期から有効活用するという観点からも検討が進みますことを期待してございます。

簡略化した説明となりますが、仙台市からは以上でございます。

〇兵庫県(小野山課長) 兵庫県災害対策課長の小野山です。よろしくお願いします。

23年前の阪神・淡路大震災を振り返ってみたいと思います。資料は4-1を御覧ください。まず「2.被害状況等」ですけれども、県内に大きな被害がありましたが、うち神戸市分は、人的、住家被害を見ますと大体 $6\sim7$ 割を占めています。(3)の避難者は、ピーク時に約31万6,000人もいた。応急仮設住宅は、建設型で4万8,300戸をつくりました。

次に、資料 4-2 に移りまして、特に応急仮設住宅に絞って経過をお伝えします。「2. 応急仮設住宅の建設方針決定」につきましては、震災翌日の1月18日に、県が一括して事業に当たるということを決定しております。「3. 建設戸数の決定・発注」については、プレ協を窓口として発注し、発注回数は10回で、建設戸数は4 万8,300戸(634 団地)をつくったということでございます。建設地は県内で25 市町、県外では、大阪府内の4 市となっています。

2ページをお願いします。建設戸数の算定につきましては、色々経過がありますけれども、主に避難所でのヒアリング調査に基づきまして、戸数を算定していったという状況です。次に(4)では、4万8,300戸のうち海外のプレハブ住宅の輸入です。これは買い取り、リースがありますが、3,319戸(12団地)を輸入し、全て、神戸市内の4区に設置していたということでございます。当時、国内のプレハブメーカーの生産能力が月産1万戸だったので、早期建設のためには、海外からの住宅も必要だということで、県が主導して海外から輸入したということでございます。

3ページを御覧ください。「4. 県と被災市町等との役割分担」でございます。(1)は大震災前の取り扱いで、県は規則を定め、救助権限を市町長に委任しておりました。(2)は、大震災が起こった後の取り扱いとして、県の規則を改正し、1月17日に遡って応急仮設住宅の権限を引き上げまして、県知事がこれを行うことにしたということでございます。理由につきましては、(2)の①②③という理由で書いてございます。当時、神戸市役所の本庁舎も潰れたということもありますし、甚大な被害でしたので、県がまとめてこれをやることが必要であるということで、そういうことになったということです。

4ページですが、主な役割分担ということで、特に発注・建設は県がまとめて行う。それ以外につきましては、基本的には用地の選定から募集、維持管理の事務につきましては市町が行う。発注の実際はどうだったかといいますと、表の合計欄を見ていただきますと、県の発注が4万8,300戸のうち約8割の3万9,000戸で、市などの発注が9,108戸ということで、約2割になっております。

(4) 救助法の特別基準の設定ですが、対象者は入居を希望する者全員とし、面積も当時の一般基準よりも広い9坪に、設置経費、着工期間、その他、エアコン、手すりとか解体撤去費などを認めていただいたということでございます。

5ページですが「5.建設用地の選定・確保」につきましては、多くは公有地を中心に確保し、建設用地の用途としては、大半が公園であったということであります。学校のグラウンドは、特に神戸市などは小中学校を潰していないということであり、学校は教育的配慮により非常に少ないという状況になっています。

- (2)の使用手続につきましては、使用許可あるいは使用賃借契約を結びまして実施したということでございます。
  - 6ページの(4)建設用地の借受け料は、原則として無償としております。
- 「6. 応急仮設住宅の仕様・性能」で、大きく4タイプに分かれます。当時は①の2Kタイプを標準プランとし、8割を占めた。その後に②の1Kタイプもつくった。そして、③と④が地域型と呼ばれるもので、③が寮タイプ、④は高齢者・障害者向けということで、これらの建設数は少ないのですが、神戸市からの提案を受けまして、地域型の仮設住宅をつくった。③と④については、地域の特性に配慮したものでありますから、市町が建設を行ったということでございます。
- 「7. 募集・入居・管理」につきましては、原則入居を希望する者全員でございます。 特に入居者の募集については、県が手引を示しまして、市町村が入居のしおりを作成・ 配布して募集を行いました。表にもありますように、神戸市を含め4市につきましては、 市内に建設用地全てを確保できず、市外や大阪府も含めて建設したという状況になってい ます。

8ページは民賃の状況ですが、当時は民賃の活用が余り芳しくなかったということで、 基本的に民賃は139世帯となっています。特に、高齢者、身障者、病弱な方がいる世帯向け に民賃を提供したということでございます。

公営住宅等の空き住戸につきましても、全都道府県域から提供可能戸数をいただきまして、青森県を除く全都道府県域に入居をいただいたという状況でございます。

続きまして、重要なところは救助法の関係なので、15ページを御覧ください。兵庫県南部地震に係る災害救助法による救助の特別基準をまとめております。6年度、7年度分です。16ページが8年度から11年度までということでございます。

資料4-4は県の地域防災計画でございますが、原則として、応急仮設住宅の建設は県で実施して、管理は市町で実施するということを記載してございます。

資料4-5を御覧ください。県では災害救助の手引を作成し、公表しておりまして、この中で、原則全ての救助を市町長に委任しておりますが、例外として応急仮設住宅の設置、 医療及び助産は県が広域災害などの場合には実施するということを定めております。

資料 4-6 ですが、基金の現況であります。現在の積立額については、約35億円ということで、預金が31.5億円、備蓄物資で現物備蓄として3.4億円の内訳となっております。法

定最少額は32億円ですので、約3億円上回っているということでございます。

資料4-7は関係協定の締結状況でございます。応急仮設住宅につきましては、兵庫県のほか、関西広域連合、兵庫県が防災の事務局になっておりますので、網かけ部分が応急 仮設住宅等に係ります協定でございます。

資料4-8は南海トラフの兵庫県分の被害想定でございます。阪神・淡路大震災よりも 人的被害は大きいのですが、避難所生活者数あるいは応急仮設住宅の数につきましては、 少ないという状況でありますけれども、恐らくかなりの混乱があると思います。

資料4-9を御覧ください。実は既に県と神戸市が連携した検討会を立ち上げており、 応急仮設住宅につきましては、建設型が(1)に書いてございますが(2)が借り上げと いうことで、今日来ていらっしゃるメンバーの方にも入っていただきまして、建設型と借 り上げをどのように回していくかについて、具体的なマニュアル等を作成しているという 状況でございます。

以上でございます。

○神戸市(清水課長) 神戸市危機管理室の清水と申します。よろしくお願いいたします。 神戸市も23年前の阪神・淡路大震災で、皆さんの御支援をいただきながら応急対応を行いました。その際の経験と教訓を踏まえて、現在、防災対策を進めているところでございます。

本日、資料としましては、地域防災計画の抜粋をお持ちしておりまして、資料 5-1 が 救援物資関係、資料 5-2 が応急仮設住宅関係でございます。

地域防災計画の中身は、それぞれ救助の大枠を定めているわけでございますけれども、 東日本大震災とか、あるいは熊本地震、さらには今後想定される南海トラフに対応してい くためには、より踏み込んだ取り決めが必要ではないかということで、今、まさに地域防 災計画の内容をさらに深めたマニュアルづくりを進めているところでございます。

そちらの資料は作成途上でございまして、お持ちできていなくて申し訳ないのですけれども、まず、救援物資に関しては、これは国からのプッシュ型の支援を、県の一次物資拠点を通じて市のほうにいただいて、それを最終的に避難所に持っていくのですが、そういった物資供給に関する情報の流れですとか具体的な動き、さらにはこういった物資供給は民間事業者の皆さんの御支援なしにはやっていけませんので、そういったことについて、検討会を立ち上げて検討をしているところでございます。そちらが先ほど兵庫県から御説明がありました資料4-9の検討会において検討しているところでございます。

あとは応急仮設住宅についても、これは内部作業なのですけれども、現在、詳細なマニュアルづくりを進めているところでございます。普段からやっておくべきことということで、市営住宅の空き住戸の状況の把握ですとか、あるいは用地の選定とか、そういったことを定めておりますし、災害時には、まずは被害状況を把握して、公営住宅の活用とか建設型、あるいはみなし仮設、どういうかたちで応急仮設を確保していくか。そういったことを定めたマニュアルづくりをやっていくということでございます。

物資にしても、応急仮設住宅にしても、どのタイミングでどういうことを誰がどのように行うかを明確にしていくことが大事かなと考えております。これについては、事務委任にしても権限移譲にしても、県市の協調がまずは基本になるかと思います。これらのマニュアルの検討に当たっては、兵庫県にも一緒に協議に入っていただいて作業を進めているところでございます。こういうかたちでマニュアルをまとめておけば、権限移譲になった場合は、これをベースにさらに検討を加えまして、より充実した救助の実施ということでやっていけるのではないかと考えております。

以上でございます。

○プレハブ協会(平瀬部長) プレハブ建築協会の平瀬と申します。よろしくお願いいた します。

資料の順序が逆になりますが、資料 6 - 2 を見ていただきたいと思います。これは現在、 発災して各都道府県から仮設住宅の建設の要請があった場合のフローチャートでございま す。

資料6-1でございますが、当協会は、早期かつ大量の仮設住宅を建設することを担っておるわけでございますが、都道府県の権限が政令市にそのまま移譲した場合、次のような問題が予想されるということで、そこに書いてございます。

1つは都道府県と政令市との仮設住宅の計画基準や仕様、建設の進捗状況等が異なりますと、地域によっては被災市町村間での不公平感が生じるのではなかろうかという懸念がございます。また、仕様・資材、配置計画や外構計画も異なりますと、資材の調達や施工方法が多様化しまして、迅速化に支障が生じるのではなかろうか。都道府県と政令市で当協会の会員との間での見積もり・契約などの事務手続が異なりますと、事務が複雑化して、これも事業の進捗に支障が生じるのではないだろうか。4つ目でございますが、これは言い過ぎかもしれませんけれども、都道府県と政令市の複数の事業主体で仮設住宅の取り合いといいますか、そのようなことが起きるのではないだろうかというところでございます。

事業主体から、当協会、現地の会員に事前の打ち合わせで建設候補地の調査、契約事務等々の多くの御要請があるわけでございますけれども、都道府県と政令市から別々にこのような御要請があると、いろいろな意味でもスケジュール調整が難しくなって、これも事業の建設の進捗に支障を来すのではないだろうかということでございます。

最後ですけれども、政令市が都道府県と別に業務を担うとすると、一つの政令市内での被害に留まらず被害が広範囲になりますと、各都道府県の対応に加えて、別途政令市の対応が必要となりますので、より複雑になるのではなかろうか。これが1つの政令都市であればまだいいのですけれども、2つ以上、3つ以上ある場合は、さらに複雑化されて事業の進捗に支障を来すのではなかろうかという大きな懸念があるわけでございます。

裏面に行きますけれども、そういうことを色々懸念する場合、円滑に建設が進むように するためには、4つほどお願いがございます。まず、各都道府県の応急仮設住宅の建設基 準、仕様、契約方法、事務手続、入居対応等を各都道府県単位で統一してもらいたいとい うことでございます。2つ目でございますが、発災時の初動体制におきまして、都道府県、 政令市の関係者が集合し、建設候補地の調査、住宅の仕様、配置等々の建設方針を確認し ていただければと思っておるところでございます。少なくとも事前調査、要請、あっせん までは協会との窓口は政令市内に被害が留まる場合を除き、都道府県ごとに統一していた だきたいというところでございます。最後ですけれども、建設候補地の調査段階から建設 過程で進捗状況等、さまざまな情報を、適宜各都道府県と政令市との間での連絡を密にし ながら進めていっていただければということでございます。

以上でございます。

○宮城県宅建協会(佐々木会長) 宮城県宅建協会の佐々木でございます。少し喉がかれています。恐縮でございます。

お手元にございますマニュアルでございますが、これは私どもが独自につくらせていただきましたマニュアルであります。今日はその一部を抜粋してございます。おめくりいただきますと、事前の備えから直後、1週間、1カ月、1年、復興期に向けてというように、スケジュール的にわかりやすくまとめたものであります。

発災当時につきましては、何といっても、県も市のほうも全然未経験ということでございまして、手前ども協会としては、既に災害時における賃貸住宅のあっせん等についての協定を結んでおったのですが、なかなか機能していなかったということが実際の問題です。何しろ担当課が変わっている、資料が見当たらない等々で大変混乱を生じたわけです。そういった中でも、ほぼ手前ども宅建協会と、各県にある各団体との協調のもと、私どもの協会の3階に情報センターを開設させていただきました。使えるような、貸せるような物件の収集に大変手間取ったのも事実です。

そういった各地から上がってくる物件情報と仙台市内の被災者の希望とをマッチングさせるのは、なかなかスピード感が持てなかったということがございます。県内で2万3,000戸ほどみなし仮設を提供させていただいたところでありますが、殆どは被災者自ら探した物件です。

お手元にございますマニュアルについては、例えば、3ページ目震災発生直後、60ページに協会・行政との連携体制の確認とございます。こういった項目ごとに見ていただきますと、必ず協会と行政との問題、取り組みの方法について詳しく当時のことが網羅されてございますので、後で見ていただければと思います。

その後、少し落ちついてから、平成27年には、みなし仮設あるいは公営の仮設に入っている方々の新たな生活の支援ということで、私どもが宮城県から新しくお住まいになられる、あるいは購入する等に向けての住宅の確保の支援に対するコールセンターを設けまして、現在もそれは連綿と続いているところであります。仙台市においても、27年3月に同じようなかたちで、仙台市にお住まいになっている方々の住まいの再建の促進に関する協定書を結ばせていただいたところでございます。現在、おかげさまで仙台市についてはゼロ人になっています。マニュアルについては後で御覧いただきたいと思いますし、県と政

令市の移譲等については、後段で述べさせていただきたいと思います。 以上です。

○全日本不動産協会(南村常務理事) 資料の用意はさせていただいていないのですが、 今日は兵庫県と宮城県を代表で来させていただいています。我々は、震災当時、阪神・淡路大震災と東日本大震災、それぞれの大きな災害の当時に、協会として考えさせていただいた部分につきましては、宅建協会とほぼ同じ対応をさせていただいているのですが、特に阪神・淡路大震災のときは、私も当時被災しておりまして、非常に混乱する中で、今日のテーマであります広域行政と地元の政令市の権限という部分の問題につきましては、今、思い出してみても、民間レベルでは何か非常に問題があったのかなというのは、それほど感じておりません。

ただし、阪神・淡路のときは、特にですが、家屋倒壊が非常に大きかった部分ですので、例えば私は六甲道におりましたが、六甲道から三宮まで徒歩で行かないといけないのですけれども、通常のルートであれば、徒歩で行っても恐らく30分歩けば三宮まで着くのですが、当時は歩ける場所がないということで、神戸市役所まで行くのが、多分、2時間近くかかったと思うのです。そういう面では、現場で対応できる。そのような出先機関が行政のほうで、例えば県が全部それを管轄するということになったときは、果たしてきめ細やかな対応が可能なのかどうかというところは、今、皆さん方のお話を聞いていると思うかなというところがございます。

仮設の部分につきましては、阪神・淡路のときには神戸市とも話をさせていただきましたが、基本的には、当時、借り上げはしないということでした。特にマニュアル等にも、民間借り上げのスキームがなかったということです。東日本大震災のときは、宅建協会、我々、賃貸住宅協会とあわせて、国土交通省からかなり民間賃貸住宅の提供を求められた経緯がございました。その当時、全国で、我々の流通業団体を集めて、恐らくですが40万物件ぐらいの空き家を提供させていただいたと思いますが、提供した資料がほとんど使われなかったという現状があります。

仙台市のスキームを見させていただいたら、そういう部分も触れておられましたので、 私も当時、4月11日だったと思いますが、国土交通省の高見専門官を直接尋ねまして、民間賃貸住宅の借り上げ仮設のみなしをやれということでお話をさせていただいたことがありますが、当時はそのスキームがないということでお断りになられた。我々が出させていただいた全国からの情報については、基本的には提供に留まるということをお聞きして、ちょっとショックを受けた記憶がございます。

それを記憶に留めながら、仙台市が民間賃貸住宅のみなし借り上げを先行してやられたということをお聞きしまして、非常に英断をされたのだなと思います。今後は、民間賃貸住宅も、当然兵庫県でも宮城県でも応急仮設の中のスキームに取り込んでいただいていますので、今後につきましては、各行政と業界団体がしっかり協力をしないといけないなとは思っております。

とにかくプレ協がおっしゃっている建設型とは若干違いますので、我々としては、行政の窓口がそれぞれの市町村にあっても、逆にあったほうがいいのかなというところはあります。民間賃貸住宅の応急仮設への提供事務という部分に関しましては、例えば明石であれば明石、神戸であれば神戸というかたちのほうがいいのかなというのは、実際に現場で体験したことで、今の段階で言えることだと思っています。

今日は宮城県からも来ておりますので、宮城のほうからもお願いします。

○全日本不動産協会(小林本部長) 宮城県の小林でございます。

被災地は行政の方も、担当者御自身も被災者であるということを考慮していただいて、 やはりマンパワーが必要だと思っております。対応している市町村のマンパワーの違いに よって進捗の差を大きく感じました。私たちは、それぞれに窓口を持っていただいて、支 援の差がないようにしていただきたいと思っております。

仙台市がいち早くみなし仮設に踏み切ったことは、私どもにとっても大きく協力ができることでよかったと思っております。宮城県が特殊なのかもしれませんけれども、県土の面積の割合的には、仙台市は1割ぐらいなのですが、人口が全体の約半分弱を占めているのが仙台市となっておりますので、仙台市でいち早く動くということは、全体にとってもよかったのではないかと思っております。

結論として、全県で統一した支援ができれば、それぞれの窓口であっても、どちらでもいいと私どもは思っております。まずは皆さんにいち早く生命の安全と住まいを供給し、安定した精神状態を保っていただくことに、私どもは補助的役割ができると思っておりますので、統一した支援ができればいいと思っております。

以上でございます。

- 〇ちんたい協会(今野副会長) ちんたい協会の今野でございます。資料 8-1、 8-2 を御覧ください。この中にあります災害救助法改正に伴う政令市への権限移譲に係る課題ということで「1. 都道府県・政令市における支援内容の統一」にあるのですけれども、「(1) みなし仮設住宅の要件等の統一」ということで、入居の条件、例えば全壊・半壊、開始時期とか、契約期間等という部分とか、契約の条件、東日本大震災のときは退去修繕負担金が 2 カ月、仲介手数料が半分ということでやらせていただいたのです。そのほか提出の書類の書式の部分、あとは重要事項説明の簡略化と、独自の要件、新潟の場合は仲介手数料なしでの対応ということだったのですが、この辺の部分の支援の内容の統一が必要かなと思います。
- 「(2)他県からの避難者受け入れに関する要件等の統一」は、内容としては(1)のみなしの仮設住宅の要件等の統一と一緒なのですが、そのほかに「3.弾力的運用等の統一」ということで、みなし仮設の遡及の適用とか、入居条件の緩和です。何回も地震が起こっていくと、最初に半壊だったものが大規模損壊とか、そのようなかたちになっていくため、それに伴った部分の遡及した部分の見直しとか、こういう部分が必要かなと考えます。熊本地震における「補修型みなし仮設」ということで、今回、熊本のほうも補修をし

た部分についての補助金が出たということで、これはすごく成果があったことではないかと思います。あとは「世帯分離型みなし仮設」ということで、物件が足りない場合にワンルームを2つ、3つ借りて、家族で近くに住むとか、こういうことも熊本のときでは行うことができました。

- 「4.公平で迅速な被災者の支援」として、国への要請の部分については救助主体ごとではなく都道府県内で統一見解として行うべきということと、開始時期や支援内容等が統一されていることで支援の公平性を保つとともに、現場に余計な混乱を招くことなく迅速な被災者支援が行えるというようなことで、これは支援の内容の統一というかたちで思っております。
- 「2.複数の救助主体による賃貸住宅関係団体の負担増」ということで、どの団体もそうだったと思うのですけれども、ボランティアでいくのですが、非常に負担が大きくかかっていました。単純に2倍から4倍というような部分がかかってくるというかたちになっております。「(2)相談窓口等のボランティア派遣要請に対する負担増」ですが、これも(1)と同じように、ボランティアの部分で、全国から応援に来てもらっている業者とか仲間の大家さんとか、そういう方たちがみんな来たときの負担が、これも非常にかかってきているというのが現実です。
- 8-2を御覧いただきたいのですけれども、この中で、我々のほうで、前々からお話を申し上げているのですが、災害のスケールによって、例えば仙台市と宮城県の場合だと、このスケールによって権限移譲の部分を考えていったらどうかと思っております。ここにあるスケールの部分で、1、2、3、4、5、6ということで、海外などではフェーズ1、フェーズ2とかいうかたちで、規模が大きくなるとどうしても、宮城県のほうでも、東日本大震災のときもそうだったのですが、人手が足りないという部分があって、政令市はまだ物件があったりとかしていたので、そこにみんな集まってくるというようなかたちでした。そのときに、宮城県のほうに要請をいろいろしても、ほかの市町村もありますし、通常はほかの市町村が動いている部分が、今度は県が助けにいって全部入るというかたちになると、仙台市が動こうと思っても、なかなかその許可が出ないとか、そういった部分が非常に起こってきていたのが事実でした。

ですから、このスケールの部分を国が、例えば今回、南海トラフだとか直下型とか、そういうかたちが来たら、これは東日本大震災以上の部分と捉えておくと、この部分は国がそのようにスケールの部分が6だとか、100万人を超える他県に渡って、被災が隣の県、その他の部分にも渡っていくということであれば、そのスケールによって権限移譲をしていくというかたちのほうがスムーズにいくのではないかと考えております。

こちらの表の部分は藤田スケールを参考にして勝手につくったのですけれども、このようなイメージで何か国のほうで考えていただいて、小規模と言ったらおかしいのですが、 1万人未満とか、小規模な場合の部分については市町村だけでできるとか、県だけで動けるとか、そういった部分の基準をつくったらいいのではないかと思っています。 あとは事務局からありますか。

○ちんたい協会(坂部支部長) ちんたい協会の兵庫県支部から参りました神戸市の坂部と申します。私は、阪神大震災の経験者として、今、参画させていただいておりますけれども、みなし仮設住宅というところの民間賃貸について、現状、整備の途上にあるということですが、東南海地震の懸念もありますので、できるだけ早くマスタープランといいますか、県市の体制を整えていく必要があると感じております。

その中で、阪神・淡路大震災のときは、基本的に民間賃貸住宅を利用するということはなかったのですけれども、それぞれ何か地域性を持ったエリアにつきましては、各地域の不動産業者の前へ住民が押し寄せているという実態があったわけです。その中には、子供とか高齢者の方とか、病人を抱えた家族世帯というような方々が、いわゆる避難所と言われるところに足を運ぶのに躊躇していらっしゃるという現実を目の当たりにしております。

実際に、できれば今回、内閣府という単位で御検討いただけるところに、国交省と厚生労働省関係の部分とで横断型のサポートの体制をつくっていただかないことには、みなし仮設住宅で、先ほども分離型というお話が出ておりましたが、例えばそういう医療関係が必要な方々を民間賃貸住宅でどのように受け入れるかということに際しましても、病院の被災状況とか、そういったものも全くこちらには情報が入ってこない状態で、他府県とか、あるいは他地域のこういう住居がありますという紹介をしても、なかなか受け入れていただけなくて、スキームをつくっても稼働しないという実態になりかねないのではないかという懸念を考えております。そこで連携のとり方が改めて必要になってくるのではないかと、阪神大震災、東北、熊本、それぞれの現場で一時的なりとも経験をさせていただいた立場からお話し申し上げました。

以上でございます。

○全建総連(徳森部長) 全建総連の徳森でございます。資料9でございます。

全建総連は、簡単に申し上げますと、全国47都道府県にある建設労働組合の総連合でございまして、建設職種全てで約62万人が全国におります。そのうち12万5,000人が大工でございまして、全国の大工職の3分の1が我々の組合にいるということで、応急仮設の木造による建設とか、応急修理とか、そういったところで我々は任務を果たしている状況でございます。そのおかげで、福島で約1,000戸、熊本で約560戸の木造の仮設をつくってまいりました。

その関係で、2番でございますが、今回の内閣府の方向につきまして、整理と調整が必要と思われる点を幾つか挙げてみました。基本的には、プレ協が述べられたことが中心ではございますが、それ以外の点ということで御理解いただければと思います。

1つ、私どもは、地元産の木材を活用するようにということを、色々な都道府県から要請をいただくわけでございます。そうしますと、当然県の木材が産出する場所は山林部で、一方、政令指定都市はどちらかというと都市部ということになりますと、県産材を使った仮設というものの方向性が若干違ってくるのではないかというところでございますので、

そういったところもあらかじめ意思の統一をいただければいいかなと思いますし、地元経済の循環とか、県あるいは市の林政部の考えといったものも取りまとめていただければと思います。

2つ目でございますが、被災地は復旧期、復興期、それぞれで実務が変わってくると思います。一つは復旧期の仮設住宅の建設地の場所でございますけれども、心配しておりますのは、都市部はなかなか建設できる土地がないので、周辺の県とか、県の山間部等々に散らばる傾向が熊本などでもございました。そういった場合に、政令指定都市が市の外で建設をしなければならない場合に、候補地の調整が煩雑になるのではないかと心配しているところでございます。復興期においてはこの間、熊本で木造でつくった仮設を公営住宅に転用する方向で進んでいるところでございますが、その際所有権とか、移譲、移設の権利関係も含めまして、調整を先にいただければと思っています。

- (3) でございますが、これはプレ協も言われましたけれども、今、都道府県と災害協 定を結ばせていただいておりますが、政令指定都市と改めて結ぶ必要があるのかどうかで す。この辺は早目にお知らせいただければと。
- (4)で、最後に広域支援の問題でございますけれども、我々は応急修理も行っている 関係で、被災地では職人も被災している場合が多くございまして、近県からの応援が必須 でございます。隣県と接していない政令指定都市の場合、その辺の応援体制はどうお考え なのかというところでございます。

3番については、内閣府の新しい施策でもございますし、この間の取りまとめ作業も非常に感服しているところでございますが、新たな県境ができないようお願いしたいと思います。

以上でございます。

〇兵庫県建設労働組合連合会(橋本事務局長) 兵庫県建設労働組合連合会事務局長の橋本といいます。よろしくお願いいたします。

資料10-1と2を御覧いただきたいのですけれども、兵庫県建設労働組合連合会は、直前に御発言がありました全建総連の参加組合の一つになっておりまして、兵庫県では兵庫県建設労働組合連合会といいまして、その中にまた5つの建設労働組合があります。兵庫県下には3万9,000人の組合員が在住しているのですけれども、そのうちの大工職は8,000人近くいるかと思います。

資料10-1の「2.労働者供給体制」なのですけれども、昨年3月に兵庫県と全木協で「災害時における応急仮設木造住宅の建設に関する協定」を締結したことから、災害発生時に応急仮設木造住宅の建設に協力していただける労働力の組合員の登録を進めているところであります。2018年2月7日現在で74名の組合員が登録してくれているのですけれども、そのうちの52名が大工職になっております。ただし、登録していなければ災害発生時に協力していただけないわけではなくて、あくまでも発生時に、災害が発生したときに連絡をとりやすくするために登録していただいているということで、現在、74名の方が集ま

っております。

資料10-2が組合員に配っているパンフレットのコピーになるのですが、一般の方でもすごく見やすいように4こま漫画で最初にやらせていただきまして、中をめくっていただくと、労働条件です。こういうもので、こういった条件で働いてくださいということで組合員には周知しております。右側が労働者の登録用紙で、こういうものを使って登録を進めてもらっております。

資料10-1に戻っていただきまして、2の2段落目ぐらいになるのですけれども、2018年1月現在で、兵庫県内には70歳未満の大工職ということで、年齢を区切らせていただきまして、70歳未満で募集をしておりまして、その大工職は全部で6,253名が在籍しています。そのうち神戸市内でいいますと、1,383名です。70歳未満の大工は、神戸市内では1,383名在籍しております。災害発生時には大手企業による職人の囲い込みであるとか、町場で自分たちが既に持っている顧客の仕事等も増加することが見込まれますので、全員が参加するということは難しいのですが、熊本県とかでの過去の経験上、在籍組合員の約1割は協力していただけるという過去のデータもありまして、兵庫県全体で言いますと約620名、神戸市内だけで見ますと140名程度の大工が確保できるという見通しを持っております。

下の表になるのですけれども、1ページ目から、裏手の2ページ目にかけまして、70歳未満の大工数ということで、自治体ごとに示させていただいております。2ページ目の上のほうは、神戸市におきましては9区あるのですけれども、各行政区、9区ごとに人数を示させていただいております。

続いて、3ページ目になるのですが。手書きで申しわけないのですけれども、赤い字が各自治体の70歳未満の大工のうちの組合員で在籍している人たちを示しておりまして、災害発生時には、全木協では片道1時間というところで最初に募集を進めていくということにしております。災害の規模によりまして、先ほどプレ協ですか、六甲道から三宮まで2時間かかったとか言っていたのですけれども、災害の発生状況によってどれぐらいの時間がかかるというのはその時々によってわからないのですが、この一覧表と地図を参考にして、どれぐらい集められるかというところが、災害の時々によって変わってくるのかなと思っております。

問題意識としては、先ほど全建総連の徳森さんがおっしゃったようなことで、そんなに 違いはありませんので、割愛させていただきます。

以上です。

- ○内閣府(川上参事官) これからは出席者の皆様で、フリーディスカッションをお願い したいと思っております。お互いに御意見、御質問等はございますでしょうか。
- ○ちんたい協会(南次長) もし権限移譲をされた場合なのですけれども、先ほど全建総連のお話でありました、災害協定を政令市と結んだほうがいいのかどうかというところなのですが、仙台市と神戸市のお考えでは、個別に団体と締結をしたほうがいいというお考えなのか、もしくは広域調整権を都道府県が有するのであれば、そちらが主導になって割

り振りをしていくことになると思うのですが、こちらはどのようにお考えでしょうか。

○仙台市(田脇課長) 仙台市危機管理課長の田脇でございます。

現在、権限が来ていない状況でどうなのかというのは、明確には検討しておりませんというのが正直な回答になります。

- 〇神戸市(清水課長) 神戸市でございます。私どもも、今、権限はないわけなのですけれども、この枠組みの成り行きの結果、恐らく権限移譲をされたら各種業界団体と直接やりとりをさせていただくことにもなろうかと思いますが、それがどういう枠組みになるかによって協定を結ぶかどうかは検討させてもらえたらどうかと思います。
- ○ちんたい協会(南次長) ありがとうございました。
- ○宮城県宅建協会(佐々木会長) 宮城の佐々木でございます。

仙台市の行政処理能力等々については、もう県と同じような状況というのはよく存じ上げております。されどですけれども、今回のような想定外の広域的な災害が発生した場合、これは仙台市だけではないと思いますが、別々のスキームではもちろん困るということがまずは大前提です。プラスして、色々な全国の政令指定都市と県との間のスケジューリングがどうなのかなと。

我々は全面的に御協力を申し上げますけれども、色々なところからメニューがばらばら来るのは大変、うちのほうも一つの団体としては、あるいは各団体で、どこをどのように対応したらいいか(即時に判断すること)、それは非常に厳しいところがあるのかなというのが現実問題です。これは東日本大震災を踏まえてのお話なのですけれども、そのときに、事前に宮城県と、宮城県ばかりではないのですが、あるいは各県と政令指定都市との間で、きちんと我々も含めたスキーム、システムづくりを事前にやっておけばいいかもしれないと思います。

ただ、不動産というものは、物件などというものは、色々な方から御意見があったと思うのですけれども、貸せるものと提供できないもののほかに、色々なことの調査にも相当時間を要します。

各県におかれましては、市のほうもそうなのですけれども、応急危険度判定士でしょうか、これは2級建築士以上であればどなたでも受けられる、持てるもので、応急危険度判定士を確保しておくことが望まれます。つまり、この物件が貸せるものなのか、貸せないものなのか、安全が担保されているのか、そういったものを我々は、現場では、これくらいだったらいいだろうと思って貸したとしても、万が一余震等によって崩壊した場合は、大変な責任問題が及ぶときがあるのです。これは全国的にそうなのですが、そういった問題に対応するために応急危険度判定士をぜひ一人でも多く確保しておかなければいけないのかなと思っています。

いずれにしても、時間の経過によって行政と住民との間に必ずギャップが出てくるので す。感情も肉体的ストレスもです。その辺の調整もかなり格差が出てくるのかなというの が経験上感じております。先ほど神戸の坂部さんからもお話がありましたけれども、まず は障害者あるいは住宅弱者と言われている方々への配慮。これに対する対策なども、もう 一回見直してみたいと思っています。大抵そういった方々は避難して、次の住まいがなか なか確保できないというのが、実は現場でありました。

どう考えても、貸せる、あるいは提供できる物件は、インフラが全て遮断されている場合と、オーケーになった場合で、仮にオーケーになった場合としても、早くて少なくとも 1週間、なければもう半月以上かかります。そういった時間的な問題もありますし、山間 部の被災者、沿岸部、都市部とケース・バイ・ケースですので、その辺の対応も、非常に これは慎重を要するのかなと思っています。

何といっても、本来ならば国のほうで正式なスタンダードモデルをつくっていただいて、 それを全県が共有する。全県の政令指定都市が共有するような方向がいいのかなと。それ を各団体の知見を持ち寄って、その地域に合ったベターな方法を、それらのスキームづく りをしていくということを、経験上そう思いましたし、なおかつ、行政の方々は、2年ぐ らいで転勤、あるいは早いと1年で転属されます。そういった中でスキームが生かされて いない部分も、多分、これからもあると思います。そういった中では、定期的に1年に1 遍とか、机上で構いませんけれども、専門団体を交えながら、そういったシミュレーショ ンを継続すべきではないかと思っています。

以上、考えたいところはそれぐらいだと思います。

〇仙台市(阿部部長) 仙台市の住宅政策部長をやっております阿部と申します。皆様に はいつもお世話になっておりますし、震災のときは大変お世話になりました。

今、出てきました応急危険度判定士は(登録証を示し)これですね。仙台市では、なるべく有資格者というのですか、資格を持っている人には取らせるということと、年に1回机上で訓練をするということを徹底しておりますので、何か御不安があった場合は、まず、所管の区役所なり市役所なりに御相談いただければ対応できるものと思っております。

みなし仮設の件ですけれども、今回の震災でできたみなし仮設の被災者の方々への対応は、これを県の宅建協会さんとつくられたということで、非常にいいものかなと私は思っております。あれで非常に被災者の方々が大分減ってきたというところは十二分にあります。ただ、色々な面で、仕様とか、そういったところでのものにつきましては、今後、調整させていただければ、なお一層良いものになっていくのかなと思っております。

○内閣府(安藤企画官) 各団体の御発言を聞かせていただきますと、プレハブ協会と宅建協会と、ちんたい協会と全建総連の皆さんは、どちらかというと窓口は一本化したほうがいいという御意見だったと思います。それに対して、不動産協会からは、統一性よりもアクセス性が優先でばらつきがあってもいいのではないかみたいなお話だったと思うのですが、その辺をもう一度詳しく教えてください。

あくまでも窓口は、要は、アクセス性の観点からばらばらにあったほうがいいのか、それとも、その先、例えば市町村が、先ほど神戸市と兵庫県の話を出されておられたと思うのですが、神戸市と明石市と、もっと言うと洲本市だとか色々な自治体が一斉に言ってき

て、要望事項というか、地域事情でいろいろ違うという点については対応できるということなのですか。

○全日本不動産協会(南村常務理事) 我々民間から見る役所に対するイメージが当然全国的にあると思うのです。要は、被災の状況に応じてそれぞれ違うかもわかりませんが、私自身も一番困ったのは、行政窓口をたらい回しにされるということです。あの交通機関が全くない状況の中で、それはあそこに行ってください、これはここへ行ってくださいと言われた部分があったことは事実なのです。ですから、そのようなところで、行政の窓口が一本化してくれたらいいのにと思うところが、平時でもそういうことはありますね。

今日の議題の一番骨子になっている部分の県行政と政令市の事務委任の内容については、 我々は余り把握していませんので、仙台市の御説明からは、当時の東日本大震災のときに 非常に事務的な部分で詰まったというところが資料にも出ておりましたので、それは目を 通したのですが、例えば神戸市と兵庫県との間にそういうことが事実あったのかどうか。 政令市のほうから見て、県に権限があるということで事務的に、実務的にそれが非常に困 ったということがあったのかどうかを逆に教えていただきたいと思います。

○神戸市(谷中課長) 神戸市でございますが、神戸市の場合、阪神・淡路で、県で4万8,300戸の仮設を建てたということで、神戸市分が3万2,346戸ということで、かなり膨大な数ということで、そういう意味では兵庫県と神戸市で協力しながら、先ほども御説明がありましたけれども、建設主体は兵庫県であったのですが、後半のほうは神戸市が自らやっていたという部分もあります。

その辺は役割分担の仕方かなと思っていますし、現場の具体的な状況とか、建設する場所の周辺の状況を含めて、よくわかっているのは割と詳細に神戸市のものはわかっていますので、その辺は権限移譲の中でどのような分担をしていきながら、まずは事前にそういうことをちゃんとわかりながら調整していくのが大事かなと考えています。

阪神・淡路でどこまでどうだったというのは大分前ですから、具体的には余り聞いておりませんけれども、それぞれ色々な思いの中でやっていましたので、当然齟齬みたいなところはありましたが、協力関係もあったということだと思っています。

○全日本不動産協会(南村常務理事) 兵庫県と神戸市は、行政の中では、私どもが見ていても非常に仲がいいと思っているのです。連絡も密にとられていますし、今、まさに兵庫県も宮城と同じように、民間借り上げに関するスキームをつくっているような状態で、それは県の中の協議会で神戸市も当然参画をして一緒にやっている。そのような行政体ですから、それほど権限移譲にこだわっているように私は思えないのです。

ただ、細かいところで、役所の内部であるのだろうなとは思うのですが、我々民間からしましたら、色々な方が言われているように、やはりスムーズに復旧、復興に動けるような仕組みが当然のことながら求められるのです。一つ懸念するのが、権限移譲した場合の財源の部分です。財政負担が政令市に今度は出るということですので、政令市の場合については、特定財源から支出していかないといけないというところで、今まで県全体が国と

のやりとりの中で、ある一定で国庫金も含めて賄っていた部分が、政令市のほうに負担が 来るということになってくると、いずれ、それが市民レベルに戻ってくるのかなと。

民間人としては、今までの広域行政との関係が、政令市との直接的な権限移譲によって、例えば具体的に、将来的に税金が増えるとか、そのようなことにつながってしまうのであれば、市民としては本末転倒なのかなと思うのです。だから、そのあたりはどのようにお考えなのかは聞いてみたいですね。

○内閣府(安藤企画官) 今回のもので税金が増えるかどうかということにつきましては、 多分、直接的にはこれをもって税金が増えるということはありません。我々としては、先 ほど指定都市の仙台市と神戸市から、色々と迅速な救助という話があったと思いますけれ ども、財源を出すということは権限を持つということですので、そうすることによって被 災者により早く迅速に、例えば仮設住宅であれば早く入居させることができるとか、そう いうメリットはあるということだと思っております。

○全日本不動産協会(南村常務理事) 一つだけいいですか。阪神・淡路大震災の当時の民間賃貸住宅の利用スキームに関しては、兵庫県から一部データが出ましたけれども、我々民間団体としては、一切民間賃貸住宅の借り上げという話は入ってこなかったのです。これは事実です。恐らく宅建も入っていないと思うのです。だから、あの百何十戸という小さい数字がどこから出ているのかはよくわからないのですが、一定期間が経過した後に、神戸市と我々とで三者契約という新しいスキーム、被災者、家主、神戸市というかたちの契約形態で、被災者に対する民間賃貸住宅の供給がスタートしたと記憶しています。

それは県とどういうかたちでやりとりがあったのかを我々は知らないのですが、三者契約については、一定期間が経過後、先ほども言われておりましたが、避難所から仮設住宅へ移りたくても移れない。仮設住宅の供給が兵庫県の場合は非常に早かったのですが、記憶が間違っていたら申しわけないのですが、恐らく半分以上が神戸市の北区とか西区とか、神戸市内の中でも住宅街としては遠方になるようなところに大量の仮設住宅が建設された記憶がありますので、仮設住宅に入居する方たちの要望に沿わなかったように思っています。そういう方たちが早く避難所から出たいということで、民間の不動産業者の店頭に並んだと思っておりますので、そこから被災者向けというかたちで、後追いになりましたけれども三者契約がスタートして家賃補助が出たと考えています。

あれはあれで非常によかったと私は思うのです。だから、震災直後と、すぐに応急仮設の建設に入って、避難所の解消とその部分のスピードが、神戸市の場合は非常に早かったように思っていますので、そのあたりで事務委任があったらどのようになっていたのか。例えば神戸市と我々の団体と、兵庫県と我々の団体というかたちで、事務委任があの時点であったときに、どのようにあの状況が変わっていたのかが想像しにくいというか、そのように思います。それがある、ないというのがもう一つ私どもにはよくわからないというのが事実です。

○兵庫県(小野山課長) 補足ですが、阪神・淡路大震災のときに139戸という民賃の借上

げ話を先ほどしましたけれども、これは発災当初に県が主体的に実施した分で、御指摘のものは、実は、復興基金として県と神戸市で出捐金9,000億円を積んで、その運用益で事業を実施したものです。例えば民賃の家賃補助や建設型応急仮設の維持管理・運営などの支援をしたということで、そこは県と神戸市等が協調して、発災後しばらく経ってから落ちついてきたので、よく協調できているのかなと思います。

我々行政の側からして、被災者、避難者が一定程度いる場合に、公営住宅、民賃、応急 仮設など、これらをどのように配分し、どういう地域に分散して、いわゆる一時的な住ま いの確保を行うのかというのが非常に悩ましいところでございます。これも含めて兵庫県 と神戸市の間で、現在、検討会でいろいろシミュレーション等もやっているというところ であります。

○ちんたい協会(今野副会長) 先ほど私も言わせていただいたのですけれども、やはり 災害のスケールで、どちらに権限だということを決めたほうがいいと思うのです。という のは、東日本大震災と、私は広島にも現地に入ってみなし仮設を立ち上げて、熊本にも行 って立ち上げました。東日本大震災と比べると、ここの表にもあるように、2つのほうは スケール的には小さいというか、そのスケールで権限移譲となると、熊本でもそうだった し、広島でもそうだったし、市町村のほうで何とかできるという感じの部分が非常にあっ たのではないかと思うのです。

東日本大震災のときにどういう状況が起こっていたかというと、被災した石巻だ、気仙沼だとか海沿いのほうで、みんな仙台に行こうということで、仙台にみんな集まりました。そのときに、どうやって対応すればいいのかと。県に確認をとっているけれども、県のほうは、石巻とか気仙沼とか被害が多かったところで、あとは原発で爆発があった、福島から仙台に来る人たちとか、そういう方たちの対応の部分や何かが、どうしても県のほうでなかなかできなかったのです。

仙台市がもう動きたいというかたちだったのですけれども、財源がない。そのような許可も出ていないということで、待っていたら、ほかの市のほうが自分たちのほうで罹災証明を出して、その分を動き出していたという現状があったので、規模が大きいと、まして今のこの会は大規模の部分の検討会になっているので、そういった場合は、権限を移譲して、仙台市と宮城県をきちんとしたかたちで分けて、スケールメリットに合わせてそういうかたちで国が、これはスケール6だとか、この表にあるようにこうだとかいった場合には、両方に権限移譲をしたほうがいいのではないか。

それ以下の場合については、そんなにあれでもないときには県のほうで持つとか、市のほうでそれをやるということを検討したほうがいいのではないか。そのように思います。 これは現場に入っての私の意見です。

○宮城県(千葉次長) 先ほど内閣府から、例えばプレハブ住宅と民賃の場合、結構意見が違うのではないかというお話があったのですが、多分、そこの原因は物、資材を外から調達するか、内部で賄えるかというところに大きく起因するのかなという感じがしており

まして、今回の住宅の問題に限らず、食料でも何でも、大規模な災害になればなるほど、色々なものは外から持ってこなければいけないものですから、そういった場合は広域調整の機能の重要性が逆に増すのではないかという感じがしておりまして、地域内で賄える、例えば今あるアパートの空き家を提供するとか、そういったものであれば、恐らくかえって分権化したほうが早くできるのかなと。そういった面はあるかと思いまして、確かにおっしゃるとおりだと思っています。実際に現場での契約行為を考えるとそうなのですが、ただ、その場合であっても、県の立場から言いますと、お話があったように、宮城県は仙台市があって初めて成り立っている県でございますので、仙台市内のアパートに石巻とか気仙沼とか、福島の沿岸部の方とか、大抵自分たちの子どもとか、仙台に親戚がいる方が多いものですから、そういう人が来るわけなのです。

そうなったときに、現実論として、県の立場から言うと、仙台市は確かにできるからそうなのですけれども、そうすると、今度は石巻とか気仙沼とかの人がはじき出されていいのかとか、そういったことも懸念しておりまして、そういった側面からは、逆に広域調整の重要性がより増してくるのかなという逆方向の意見を持っているところでございます。

あとは実際問題として、資料 2-3 の245ページをよろしければ御覧いただきたいと思うのですが、宮城県として民間賃貸住宅を借り上げるときにどういったことをやったかを記載しております。もともと宮城県は平成20年度に岩手・宮城内陸地震を経験しておりまして、そのときに民間賃貸を供給したという経験がありましたもので、今まで民賃は大きくは仮設住宅としてはとられていなかったのですが、宮城県として民賃は非常に重要だといった考えでおりまして、3月の終わり頃に市町の方々にお集まりいただいて、民賃をやるというようなことをお知らせしたということがありました。

その後、三者協定とか、そういったものを結ばせていただいて、あとは「2.対象範囲の拡大による混乱」とあるのですが、実際に震災直後に自分で契約した人もいたのですけれども、そういった方も遡及して民賃にしてしまうと、これはたしか知事が東日本大震災復興構想会議に行って、そうしてくれという強い要望をして、初めて実現したものだと私も記憶しておるのです。そういったことを色々やってきて、民賃の制度の改善とかも、宮城県として色々やって、本当に契約事務、仙台市にお願いすればよかったのですが、職員をたくさん集めて、それでも足りなくて、最後は外部委託して、今も外部委託をして契約更新とかを粛々とやっている状態ではあるのです。

現場での契約行為とか、供給という側面だけを見ると、権限が落ちていたほうがいいという場面もあるのですが、我々行政の責任として、より多くの方々にお使いいただくとか、国との調整とか、そういう面ですと、民賃でも県の果たす役割はあったのかなと思っておりまして、そういう面で、もしやるにしても、広域調整とか計画とか、そういう部分をしっかり県のほうでコントロールをしつつ、言葉は悪いのですが、住民の皆様に近い部分は政令市でやっていただくとか、本当にベストなかたちを考えていく必要があるかなと思っております。

もう一つ、兵庫県と神戸市は非常に協議が進んでおりまして、なかなか宮城県は、まだ復興に追われておりまして、仙台市は5年で復興計画が終わったのですが、宮城県はまだ復興計画中なもので、ある一定の段階になったら仙台市とも、隣同士なものですから、今まで以上に仲良くやらせていただかなければいけないなと思っております。

以上です。

○仙台市(阿部部長) 窓口の統一ということで、都道府県に一つにしてくれというお話があったのですけれども、私も震災当時、防災集団移転促進事業の担当をやっておりました。その際は、プレハブ協会さんとか全建さんにもお願いして、被災された方々が新たに家を建てるというところで色々な協力をもらいながらやってきたというところがございます。そういった面からすると、仙台市は、割と色々な業界さんとはお付き合いをさせていただいておりますし、ちんたい協会とか、この前も色々とお世話になっているところでございます。

そういった面からすると、そういったところでどのようなやり方をやったらいいのかというところでは、非常に土壌ができているのかなと思っております。また、県さんとも、実際は土木部、例えば住宅課さんとかも、復興公営住宅(災害公営住宅)の取り扱いとかいった面でも色々と打ち合わせをしながら、良い関係を持っているところでもございますので、その辺は十二分にやっていけるのかなと思っております。

○宮城県(千葉次長) 何回も発言して恐縮なのですが、今回、2-3の最後で、宮城県 災害対策本部の会議の議事録とかをあえて出させていただいたのですけれども、非常に大 規模な災害が起きたときに、色々な課題が日々、もう目の前で次々に生じていきますので、 それをどうやって一つ一つ解決していくのかという場合に、色々と問題はあったかと思うのですが、宮城県で災害の規模の割には結構上手くいったというところは、一つは災害対策本部です。宮城県の災害対策本部があって、それにプラスで政府の現地対策本部が入って、それこそ国の支分部局の方々にも一緒に入っていただいて、様々な課題を一つ一つ処理できたというところがあるものですから、そういう意味では、もし仮に権限移譲があった場合でも、例えば県の災害対策本部みたいなところに、権限を持っている政令市の方々にいていただいて、そこで一緒に、コントロール下というと申し訳ないのですが、そういった場に入っていただくということがないと、多分、ある意味ですごく禍根を残すのではないかと私は心配しております。

先ほど資料2-2で色々資料をつけさせていただいたのですが、プレハブ住宅のことに限らず食料の供給とかを見ましても、実際、災害救助の関係では、災害が起きて、発生してすぐに市町村に全部権限を委任しているのですが、そういった中であっても、必要なバックアップ機能とか、何が不足しているか、情報を収集して、それを外部から調達するという行為は県がやらないとどうしようもないような事態になっております。やはりこういった仕組みが、もし権限移譲をしたとしても、委任だから逆にこういったものがやりやすいという部分もあるのかなと思っていまして、今後、もし権限を移譲する場合であっても、

迅速かつ有効、効果的なことをやるためには、一つの意思決定のもとに全体がコントロールされるような仕組みがないと、本当に住民の皆様にとって禍根を残すことにもなりかねないのではないかという気がしております。

その辺を一つ意見として述べさせていただければと思っております。

○兵庫県(松井副課長) 兵庫県の公営住宅課です。建設型の仮設を担当している部署ですけれども、今、まさにおっしゃっていただいたことが我々の課題かなと思っていまして、建設するに当たりまして、例えば何戸建設するのだとか、どこでどのように建てていくのかを決めるときに、権限移譲、広域調整が起こるかもしれないのですが、トータルで全体を見ていく体制が必要であって、内閣府の資料1の49ページの③にもあるのですけれども「大規模災害時に対応に関する権限行使に当たっては、都道府県の広域調整に服することを明確にすることを予定しており」ということになると、例えば先ほどの県の災害対策本部の中に意思決定できる政令市の方も一緒に加わっていただいて、調整した上で進めるということになると、結果は権限移譲ともそんなに大きく変わらないのかなと。そこで体制がしっかり組めるというのがまずは大事であって、そこがばらばらになってしまうと、業界の皆様からもお言葉が出ていましたけれども、窓口が複数になってしまうとか、まさに初動期、スピード感が一番大事な時期に、それぞれで意思決定をしてしまって、それをまたすり合わせるというような、一手間かけるというのは全く意味がないことになってしまうので、そこら辺の広域調整と書かれている部分の仕掛けをきっちり考えていかないといけないのかなと思っています。

〇仙台市(田脇課長) 応急仮設住宅、プレハブ仮設の建築につきましては、宮城県と仙台市の場合は、宮城県沖地震が再来するというお話がありまして、想定している宮城県沖地震が起きたときに、どのように供給していけばいいのかを、ちょうど平成20年ごろから協議をしておりました。

各市町村がプレハブ仮設をつくりたい土地のリストを提供して、それを県のほうでまとめていただいて、お互いどういうところにできるのだということが、見える化がされた状態で3.11を迎えまして、当時の都市整備のほうでは、その日のうちに一番大きなプレハブ仮設をつくる用地があったところと連絡をとっている。動きを始めたという実態がございます。正しくは、行政側が被害想定をして、きちんと対応していくというのが我々の責任なのかなと思っております。残念ながら、その想定をかなり超えた部分でございました。

もう一つ残念だったのは、住宅の応急修理ができれば仮設の提供が少なくて済むという もともとの考えがありましたので、先ほど協定の話が南さんからありましたけれども、技 能職の関係団体と協定は既に結んでいまして、何かあったときには、応急修理を頼むとい う話はずっとしておりました。ただ、残念ながら、ほとんどが津波で壊された家で、応急 修理にはかなわないという物件ばかりでしたので、応急修理が機能できなかったのが残念 でしたけれども、我々はどういう状況になっても、県と市が一緒になって、正しく早く、 迅速に、的確に復旧できるように、これからも協議をしていきたいと思っております。よ ろしくお願いします。

○宮城県宅建協会(佐々木会長) 何遍も恐縮でございます。佐々木でございます。

まず、自分の経験則から言って、熊本もそうですけれども、罹災証明のスピードにばらつきがあったということが一番の課題だと思います。これは被災者救援のためには最大の、最も大事なところだと思うのですけれども、これがばらばらになってしまうというのはどうなのかと一つ懸念しています。被災者にとって、そういった差があってはいけないと思っています。

それから、被災者のリストの共有をお互い、我々協力団体もしないと、ダブルブッキングの可能性もある、トリプルになる可能性もあるということです。こういったことがまずは懸念されます。もちろん物件もそうですけれども、そういったものは現場で非常に混乱が、経験上もう起きています。そういったものも含めて、移譲は移譲でいいのですけれども、これは県だ、これは市だという部分についてのすみ分けはきちんとするべきではないかと思っています。

みなし仮設の民間賃貸住宅については余り問題がなかったのです。多少の補修の手を入れなくてはならない部分があったのですけれども、構造的には余り問題なかったのです。 実は、プレハブの仮設住宅が非常に問題になったということを新聞等々で御覧になっていると思いますけれども、レベルの格差が激し過ぎて、かなりの方が亡くなっているというわけです。せっかく被災住宅に入ったにしても、失礼ながら、とても寒さをしのげるような制度ではなかったということなので、これは是非、やはりちゃんとした、寒冷地仕様がいいのか、それとも、東日本仕様がいいのかはわかりませんが、そういったものはきちんと国として、プレ協も含めて御指導いただいて、二次災害を少なくしてほしいというのが、すごく強い要望です。

罹災証明のスピード感については、仙台市、宮城県は割と早かったのです。これは多分、空撮された刻々と本部に送り続けられたデータを自動的にプリントアウトしたもの、写真を載せると一発で出ますね。この写真があったため、住所を言っただけで市町村の窓口に行くと、その場ですぐに罹災証明が出た。これは大変画期的なものだということで、高く評価しているのです。こういったものを全国でやってあげなければいけないと思っています。

何といっても被災者最優先で、被災された方があちらに行ったりこちらに行ったりというたらい回しだけは是非避けてほしい。そういう施策を強く要望したいと思います。 以上です。

○内閣府(安藤企画官) 先ほどから、宮城県と兵庫県から広域調整の必要性を語られた と思っておりまして、この会議では、広域調整の仕掛けはどのようにすれば上手く機能す るのかということを議論していただく場と思っております。

そういった県の広域調整の必要性について、今日は政令市の2市、仙台市と神戸市に御 参加していただいているわけですが、その辺のお考えについて、政令市はどのようにお考 えなのかということを是非お聞かせいただければと思います。

○仙台市(大槻課長) 仙台市の大槻と申します。よろしくお願いします。

確認の意味を含めて、先ほど県からも、特に大規模災害時の総合調整については一本化をしたほうがいいだろうということで、それは当然の御主張だろうと思います。これについては、今回、災害救助法についての御議論ですけれども、災害対策基本法でそもそも都道府県について、災害についての総合調整機能、責任は、市町村ではなくて都道府県にありますので、そこは毀損されないのだろうと思ってございます。

本日の議論は、災救法の議論でして、これは冒頭に国から説明がございましたとおり、多岐にわたる災害対策の中でも、災害救助法での事務のメニュー、先ほどの国の御説明の10ページの①から⑩の救助メニューについて、初動から指定都市に条件つきで権限を与えたらいかがかという議論が今回の御議論だと思います。そういうわけで、都道府県が有している総合調整機能は、権限移譲されても基本的には毀損されないのだろうと理解してございます。なおのこと、今回、内閣府の案では、災救法の中でも改めて、総合調整機能を都道府県に付与するというのは、案では書くということでございますので、そういう意味では、都道府県の総合調整機能は従来も今後も毀損されないのだろうという理解をしてございます。

その前提の上で、今回の災救法の見直しでございますけれども、先ほども申し上げたように、①から⑩の救助メニューについて、我々指定都市に条件つきで移譲してはどうか。その中で、広域調整をどう考えるかということでございますけれども、都道府県が懸念してございますとおり、資源が限られているという中で、先に指定都市に先取りされるという懸念が一番の論点、これまでの論点になってきたところでございます。この救助メニューの中でも仮設プレハブの建設です。みなしではなくて建設のほうのプレハブは、やはり人的、物的にリソースが限られていますので、そこは都道府県の主導のもとで調達・配分計画をつくる。我々との協議を踏まえて、あくまでも県がつくる。

その他のメニュー、医療とか助産については、都道府県の主導のもとになると思いますが、食料だとか被服ですとか、応急修理とか、その辺は、災救法ができたのは、戦後間もなく流通機能が今までよりも貧弱だったころの法律ですが、今は流通機能がかなり発達した中で、例えばみなし仮設のように、市場の流通の中で被災者が探してきたものを後追いで現物給付とみなすような取り扱いも近年になって始まっていったので、その部分は、ある程度民一民の取引に任せていい。民一民の流通機能に任せておける現物給付の部分は、我々市町村、指定都市のほうに権限を移譲されても、先ほど言った意味での広域調整機能が毀損されないのではないかと理解してございます。

以上でございます。

○神戸市(清水課長) 神戸市でございます。広域調整機能が都道府県というところは全 く異論がないところでございます。

内閣府の資料1の50ページの3番で、先ほど仙台市からもお話がありましたけれども、

資源の先取りというところがございました。これについては、例えばプレハブの仮設住宅といった場合には、ストックが当然有限でございまして、ある一定数を、災害の規模によって、例えば府県を跨ぐような場合には、その有限のストックを各府県にどう割り振るかというのは、これはむしろ国のほうの調整になると思いますし、県内におさまる場合は、県内の市町にどうやって割り振るかは、都道府県で広域調整というかたちで調整していただくことになるのかなと思います。

我々政令市としては、そういった有限な資源については、割り振られた結果、そういった配分計画に基づいて、それを前提に我々が権限を持って、柔軟、迅速に応急仮設住宅を御提供していく。これによって、県内全体がスピードアップを図ることができるのではないかと考えております。

以上です。

○内閣府(安藤企画官) 続けて済みません。矢継ぎ早で恐縮ですけれども、冒頭の御質問で、ちんたい協会の南さんだったと思うのですが、協定の話をされたと思います。それに加えて、全建総連の徳森部長からも、協定で重複しては困るという話があったと思います。この辺は、恐らく協定は基本的にいろいろなところで、色々なかたちで結ばれるというのは、それは災害対策の一つの在り方としてあり得ると思うのですが、緊急時になったときに司令塔が一つになったほうがいいというのは、今日、業界団体の御主張で相当出されたと認識しておるのですが、この点について指定都市の考え方をお聞かせいただければと思います。

〇神戸市(清水課長) 協定につきましては、先ほども申し上げたのですけれども、基本的に、今回は権限移譲をベースとしたスキームづくりということで進められていまして、そのスキームの結果、結果的に政令市と業界団体がどういうやりとりをするか。その内容を協定にまとめておくということで、協定ありきというよりも、定めたスキームが上手く機能するように協定を結ぶのかなと思いますので、今回の検討の結果を踏まえて、どういうかたちにするかを考えていきたいと思います。

〇仙台市(田脇課長) 物資協定の関係につきましては、東日本の場合も宮城県の指揮下の中で、様々な物資提供の話もありました。実際のところ、私どもの視点では、特に支障はなかったと思っておりますので、このままの広域調整権の部分は、当然、県がやってしかるべきかと思います。

協定の締結につきましては、最近は様々な団体から協定の申し出がございます。例えば チェーンストア協会などは、都道府県としか協定を結ばない。政令市であっても市町村と は結ばない。物資に関しては、そういう大枠が出てきているのかなと思っております。協 定の実効性の確保につきましては、それぞれの関係部局と毎年1回の点検とか、訓練の実 施状況とかをお互いに共有しながら、実効性が上がるように日々チェックしているところ でございます。

○神戸市(清水課長) ちょっと補足でございますけれども、神戸市の場合は、例えば救

援物資の供給に関しては、流通事業者とかあるいは物資の運送事業者といった事業者と多くの協定を結んでいます。これは実際に、今、マニュアルづくりの中でも議論しているのですけれども、いざ災害が起こった場合は、神戸市から直接そういった業界団体あるいは事業者とやりとりをさせていただくということで、その内容について結んでいるわけでございます。

一方で、ある事業者に着目すると、その事業者は神戸市だけではなくて兵庫県とも結んでいたり、ほかの自治体とも結んでいたりということがあります。それについては、どのように運用していくかは、実際にマニュアルを、今、マニュアルは神戸市レベルと関西広域連合レベル、国レベルでもマニュアルづくりが進められていますけれども、そういう中でどういうかたちで連絡の順番とか優先順位とかを決めていくか。そういうマニュアルづくりの中で解決できるのではないかと考えています。

○ちんたい協会(南次長) ちょっと別の話になるのですけれども、今回の法改正の必要性というところで権限移譲ができるというような解釈になるかと思うのですが、内閣府で把握されている限りで、以前の検討会などを踏まえて、権限移譲が実際になされる可能性はどれぐらいの道府県であるのでしょうか。

○内閣府(米澤審議官) そこは正直、私どもも検討会で考え方を示して、都道府県側、知事会からは、制度改正の必要は認められないという御意見をいただいているところですので、現実、権限移譲に向けて具体的な協議が進んでいるという状況ではないと思います。 今日の御議論を踏まえて、私どものほうでも考え方をさらに整理させていただいて、権限移譲が成り立つような条件はどういうものがあるのかを改めてお示しして、それをもとに各政令市を抱える道府県と政令市で議論が進んでいくのではないかと思います。

○全日本不動産協会(南村常務理事) いわゆる広域調整機能があるから権限があると私たちは思っているのです。災害というものは、その町だけの災害などはあり得ないわけですから、市町村を跨いで、特に広域災害もこれからは頻発するのかなと思っているのです。そういう中で、調整機能は都道府県が持っていると我々も認識はしていますので、民間の部分から見ても、どの部分の権限を政令市が欲しがっていると言ったらおかしいのですが、そのようにこういう話になってきているのかなというのが、細かいところもあるのでしょうけれども、我々のレベルではなかなか理解ができない。ただ、例えば災害対策本部は当然つくりますね。これは広域調整の中での災害対策本部が前に出てくるわけですから、恐らくその本部長は全て知事ですね。政令市を抱えるところで、20政令市ですが、複数の政令市を持っているのは神奈川と大阪だけです。

そういう地域で広域に災害が起こった場合については、政令市の市長と府知事と、その部分が基本的にはきちんと連携がとれて、例えば災害が一番大きなところが大阪の場合、堺市であったとしたら、堺市の市長が災害対策本部長を兼ねてやるとかいう、民間では当然考えられるような横断的な運用は、役所では考えられないのかなと思ったりもするわけです。そういう部分で、臨機応変に災害に対応していくという役所のスタイルが見えてき

たら、先ほど出ていたような物資の取り合いが出るとか、そんな話は出てこないのではないかと私は思ったりもするのです。

ですから、必要不可欠な部分での権限移譲というところ、細かいスキームが見えていないのでわからないのですが、政令市として絶対にここの部分についての権限だけは、災害が起こったときは必要なのだという部分についての権限移譲がいいのかなと私は思うのですが、そのあたりの議論を深めていただきたいということ。広域調整機能が大切な災害救助法の原点だと思っていますので、県、府と政令市との間がおかしくならないような最終的な決着、着地点をぜひ内閣府で示していただきたいと思っています。

まとめてしまいまして済みませんが、よろしくお願いします。

〇内閣府(安藤企画官) 今日議論していただいた中で言うと、大体皆さん、都道府県主導で物資の配分が行われているという現状については共通認識が得られたのかなと思っております。今日、それぞれ宮城県、兵庫県に地域防災計画だとかを出していただいて、実際に県内の物流だとかについては、既に都道府県で計画をされておられて、まさに都道府県主導でやられているという部分については、共通の認識としてこの場で得られたと考えております。

一方で、指定都市側の御意見、今日は仙台と神戸の2市がいらっしゃっているわけですが、そちらからは、迅速な救助という観点から、言葉が出ませんでしたけれども、迅速な救助ができるようなスキームが重要ではないかといった御議論があったということ。

業界団体からは、ばらばらと業界団体に自治体ごとに要請されたりとかをされると混乱する場合があるので窓口を統一したほうがいい。その例として協定が重複する場合だとかが挙げられたと認識しております。これ以外に、仮に今日言い残したというところがございましたら、御発言を残りの時間でしていただければと思っておるのです。

○全建総連(徳森部長) 全建総連でございます。今日の会議は、名古屋よりもかなり進んだ論議ができてすごく良かったかなと思います。

私の要望としては、先ほど県とか市の方からお話がありましたように、有限資源の場合の振り分けの考え方とか、あるいは応急期、復旧期、復興期、それぞれによって災害実務も変わってくるのだろうと思いますので、そういう時間系列的なところが指標的に何かわかるようにしていただければいいなと。新潟の中越沖地震ですとか、熊本地震などでは、応急修理は一定量が常にあるが仮設は申し込み時にピークがそれぞれにあるとか、時間の系列によって実務がかなり変化するものでございますので、そういったものも是非今後は加味いただいて、2回目以降にもっと精査されたものが出てくればよりいいなと考えております。

以上です。

○兵庫県(西森班長) 少しだけよろしいでしょうか。兵庫県住宅政策課の西森と申します。住宅政策課ということで、仮設住宅の総合調整ないし借り上げ仮設住宅についてはこちらのほうで取りまとめるということで、今日は来させていただいております。課長の代

理ということで申し訳ございません。

みなし仮設という点から参画させていただいておりまして、権限移譲が仮に進んだとすればどうなのだろうというのを色々考えながら、今日はお話を伺っておりました。混乱しないようにということで、混乱を招くことによって被災者の方に御迷惑をかけないようにしないといけない。これは皆さん当然のように、立場が違えども共通した思いで持っていらっしゃるのだろうと思っています。

ただ、制度として、仮に権限移譲があった場合に、県と市で2つの主体ができてしまったということになれば、県内2制度にならないかということを懸念していたのですが、そういったことがないようにというのが業界団体の思いであり、そういうことを調整することによって制度の開始とかが遅れてしまうということが当然被災者の方に御迷惑になる。そういうことがないようにしないといけないのではないか、そういうことをちゃんと調整しないといけないのではないかという課題を、これは我々県ないし神戸市、もちろん業界団体も含めてどのようにしていかないといけないのかなというのが、むしろこれは三者の課題としてあるのではないかと考えたところでございます。

もう一つ、今日のお話の中で、来させていただいて本当に勉強になったのが、宮城県の御意見の中で、建設と民賃です。私は民賃の立場で物を申し上げると、民賃も取り合いになるのでないかと考え、権限移譲をしたらだめだろうとか思いながら、今日はこちらに参りました。とは言いつつ、プレハブ仮設はそういう取り合いがあるかもしれないけれども、民賃は結局、中にあるものをどう被災者の方に分配するかという話だから、建設に比べるとそれほど課題がないかもしれない。ただ、条件の統一とかで混乱を招かないようにということで、そこをクリアすれば何とかなるのかなと考えたところでございます。

取りとめのない話になりましたけれども、今後、権限移譲がなされるかどうかはわかりませんが、我々県と神戸市、それ以外の県内市町ないし団体の皆さんとお話を進めさせていただいて、より良いかたちで被災者の方に御迷惑にならないかたちへ持っていけたらいいなと考えているところでございます。

感想みたいな取りとめのない話になりましたけれども、以上でございます。

○神戸市(清水課長) 神戸市でございます。今日は業界の皆様から窓口の一本化というお話がありました。どう混乱がないように制度設計をしていくかというところが重要と認識いたしました。一方で、もし権限移譲がされた場合は、基本的に救助の業務が政令市のほうになりますので、例えば応急仮設住宅、建設型とした場合は、発注業務は政令市が行うことになるのかなとは考えています。その場合は、あくまでも都道府県レベルで広域調整をしていただいて、神戸市の分はこれだけですという割り振りを決めていただいた上で、それを発注するのは政令市の役割になるのかなということで考えているのです。その場合は、窓口はどうしても発注主体が変わってくるもので、一体化はされないのですけれども、逆に我々は阪神・淡路の経験で言うと、特に苦労しましたのが用地の確保でございます。市内で本当に色々洗い出しをして、できるだけ公共用地で選定を図っておったのですけれ

ども、なかなか敷地の条件とかが合うところがなくて苦労したというところがあります。 そうした場合に、仮に発注が政令市に委ねられた場合に、発注と用地の選定、発注した 後は、具体的にその敷地の中にどう配置していこうかといったやりとりが業界の皆さんと 自治体側で協議をしていくかたちになるのですけれども、逆にそういったメリットも出て くるのではないかということで考えております。

以上です。

○仙台市(西崎室長) 仙台市の被災者生活支援室の西崎と申します。私は、今、まさに被災者の方々の生活再建ということで、仮設住宅の管理も含めまして、特に仙台市は民賃が多いということで、業界団体の皆様には、本当に入口から出口のとろまで、色々とお力添えをいただきながら、これまで進めてきたところでございます。

色々御懸念される共通のルールといいますか、資源配分の考え方とか、そういったものにつきましては、私が今まで見聞きしてきた中では、体感として、民賃に限って言えば、ある程度被災者の避難する戸口を設けられないというか、今は色々なところに避難していく時代になっていますので、そこは市場、業界の皆様の色々なお力添えをいただきながら、そういった部分と連携させていただきながら、やっていかなくてはならないのだろうと。

一方、宮城県とか、そういったところとの連携といいますか、協議の場につきましては、 業界の皆さんとか、懸念されている共通のルールをきちんと、今後、窓口とかそういった ものを取り決めをしていくことで、大方整理できるのではないかと考えております。

以上でございます。

○仙台市(阿部部長) 先ほどもお話ししたのですけれども、仙台市で、防災集団移転事業を担当させていただきました。被災された方々が避難所から仮設住宅に移っただけでは、住まいの再建は終わらない。そこから先の住宅再建まで一環としていかなければ、本当の被災された方々の生活再建がなされないと今回の震災で感じております。被災者の方々と役所の信頼関係というのですか、そういったものが重要だと考えておりまして、仙台市はマンパワーがあるのですけれども、仮設住宅がいつになったらできるのだということに関して、なかなか答えができなかったというところで、その辺があったのですが、その先は、被災者に向かって全力で団地をつくる、または復興公営住宅(災害公営住宅)をつくるなどして、5年で生活再建を成し遂げたというところがございます。やはり、被災された方々の気持ちに沿ったかたちで、一番良いかたちでお考えいただければ一番良いのかなと思います。

業界団体さんとも、先ほどもお話ししたのですけれども、色々なかたちで意見交換をさせていただいておりますので、県さんと業界団体さんと、あわせて調整するというのが十分可能だと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○宮城県(千葉次長) 宮城県です。今日、あえて幾つか昔の記録を出させていただいたのですが、宮城県は東日本大震災で、原発関係を除きますと大体 6 割以上の災害が宮城県に集中していたということで、それだけ全国あるいは海外の皆様から御支援をいただいて

やっているところがありました。その分、知事がよく言っておるのは、今後、宮城県としてしっかり恩返しをしていかなければいけないというところがございます。

その中で一番あるのは我々の経験かなと思っておりまして、今日お配りしたような、当時の被災の記録は、県全体のもの、あるいはそれぞれの部局のもの、あるいはそれぞれの出先機関の事務所のものと、本当に星の数ほど作成して、インターネット上で公開しておりまして、災害対策本部会議の議事録も、八十何回分を全部公開している状態にありますので、もし何か皆様、気になったときとかはそういったものを探していただいて、今後、さらに、我々にとってみればより良い被災者支援を行うため、あるいは皆様の様々な業務に生かしていただければ幸いではないかと思っております。

以上です。

○兵庫県(小野山課長) 阪神・淡路大震災は23年前に起きたので、確かに古い話で申し訳なかったのですけれども、みなし仮設、民賃が今の主流ということで、私は行政の側からの意見・提案として、建設型のプレ協のような全国的な仕組みを民賃の側でも全国的にできないのかということで、兵庫県として提案させていただきたいと思います。この全国規模の仕組みが上手くできれば、民賃の提供が上手くできるのではないかと思います。

以上です。

○内閣府(安藤企画官) 大体意見が尽きたようなので、もう一回整理をさせていただきたいと思います。先ほどからの繰り返しで恐縮なのですが、おおむね物資の調達や配分は都道府県の広域調整権のもとで行使すべきだということと、関係業界との調整も都道府県が中心にやったほうが上手くいくといったことについては、皆さん、共通認識を得られたと考えております。

今度、2回目を3月に開催させていただくというかたちで考えておりますが、次回では、物資の調達や配分を都道府県が実施するためには何が必要なのか、先ほどいみじくも兵庫県の方がおっしゃったように、具体に有限の物資というか、量をどのように調整するかを事前に決めておけばとか、そういう話もあったと思います。そういったものを地域防災計画に書くといったこと、また、それを調整する場面として、今日は宮城県からも現地対策本部の過去の実例だとかいうお話があったと思いますが、そういったものを活用するとかいう方法も考えられると思います。

次回はもう一歩議論を進める。具体にどういうやり方であれば上手くいくのかといったところについて御提案をしていただけると大変ありがたいと思っております。いずれにせよ、ちょっとばくっとしたもので恐縮ではあるのですけれども、いかんせんたたき台という言い方も変ですが、そういったものがあったほうが次回に議論しやすいと思いますので、その点をよろしくお願いできればと思います。

- ○内閣府(川上参事官) よろしいでしょうか。 それでは、最後に米澤審議官より御挨拶を申し上げます。
- 〇内閣府(米澤審議官) 今日はさすがに東日本大震災や阪神・淡路大震災という大きな

災害の経験に裏打ちされた、非常に密度の濃い協議ができたと思っております。内閣府と いたしましても非常に勉強になりました。大変ありがとうございます。

私どもの目的は、最後も皆さんに色々お話をいただきましたように、あくまでも被災者の方々に、今よりも迅速に的確な救助を行うためにどういう制度がいいのかを追求していきたいということでございまして、決して権限移譲それ自体が目的ではなくて、権限移譲をすれば今よりも良くなるのではないか。こういう前提に立って議論させていただいているわけでございます。

今日、皆様方から非常に貴重な御意見をいただきましたので、それを私どもとしても組み立てをしまして、御協力いただいています業界団体の皆様方から提供いただいたものをいかに早く被災者に届けるか。そのための仕組みとしてはどういったものが必要なのかといったことをしっかりと考えさせていただきたいと思います。

また3月に御日程をいただいているようでございますので、どうか引き続きよろしくお願い申し上げます。

○内閣府 (川上参事官) ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、本日の協議の場を終了いたします。

本日は、お忙しい中、本当にありがとうございました。